

「期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則」をここに公布する。

令和 7年12月17日

坂城町長

坂城町規則第24号

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

第1条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和56年規則第15号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第1号中「100分の128以上100分の151以下」を「100分の130.5以上100分の153.5以下」に、「100分の152以上100分の179以下」を「100分の154.5以上100分の181.5以下」に改め、同項第2号中「100分の105超100分の128未満」を「100分の107.5超100分の130.5未満」に、「100分の125超100分の152未満」を「100分の127.5超100分の154.5未満」に改め、同項第3号中「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の125」を「100分の127.5」に改め、同項第4号中「100分の105未満」を「100分の107.5未満」に、「100分の125未満」を「100分の127.5未満」に改める。

第9条の2第1項第1号中「100分の50」を「100分の52.5」に、「100分の60」を「100分の62.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の52.5」に、「100分の60」を「100分の62.5」に改め、同項第3号中「100分の50」を「100分の52.5」に、「100分の60」を「100分の62.5」に改める。

第2条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

第9条第1項第1号中「100分の130.5以上100分の153.5以下」を「100分の129.25以上100分の152.25以下」に、「100分の154.5以上100分の181.5以下」を「100分の153.25以上100分の180.25以下」に改め、同項第2号中「100分の107.5超100分の130.5未満」を「100分の106.25超100分の129.25未満」に、「100分の127.5超100分の154.5未満」を「100分の126.25超100分の153.25未満」に改め、同項第3号中「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同項第4号中「100分の107.5未満」を「100分の106.25未満」に、「100分の127.5未満」を「100分の126.25」に改める。

第9条の2第1項第1号中「100分の52.5」を「100分の51.25」に、「100分の62.5」を

「100分の61.25」に改め、同項第2号中「100分の52.5」を「100分の51.25」に、「100分の62.5」を「100分の61.25」に改め、同項第3号中「100分の52.5」を「100分の51.25」に、「100分の62.5」を「100分の61.25」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

第2条 第1条の規定による改正後の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の規定は、令和7年12月1日から適用する。